

第1回長久手中央2号公園利用促進協議会 議事要旨

| 議 事 概 要 | |
|--------------|--|
| 会議の名称 | 第1回長久手中央2号公園利用促進協議会 |
| 開催日時 | 令和3年8月3日(火) 14:45~15:30 |
| 開催場所 | リニモテラス公益施設 大廊下会議スペース |
| 出席者 (敬称略) | <p>8人中8人出席</p> <p>【出席者】</p> <p>会長 吉村 輝彦 副会長 浦川 正 委員 加藤 正純 委員 名畑 恵 委員 加藤 義郎 委員 田中 康幸 委員 広中 省子 委員 西畑 泉</p> <p>(事務局)</p> <p>くらし文化部次長兼たつせがある課長 磯村 和慶 同課主幹 布川 一重 同課課長補佐 名久井 洋一 同係主事 春原 敬亮</p> <p>【欠席者】 なし</p> |
| 傍聴者人数 | 0人 |
| 会議の公開・非公開 | 公開 |
| 審議の概要 | <p>1 会長及び副会長の選任</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 協議会の運営及び日程等について</p> <p>(2) 長久手中央2号公園活用方針について</p> <p>3 その他</p> |
| 問合せ先 | 長久手市役所くらし文化部たつせがある課 電話0561-56-0641 FAX0561-63-2100 |

議事録

くらし文化部長 あいさつ

事務局 会議成立確認

委員 自己紹介

<会長及び副会長の選任>

- 事務局 会長及び副会長の選任について、本協議会設置要綱第6条第1項の規定により委員の互選により決めることとなっていますが、いかがいたしましょうか。
- 委員 吉村委員を会長に、浦川委員を副会長に推薦します。
- 事務局 他に、ご意見がないようですので、推薦のありました吉村委員に会長を、浦川委員に副会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
- 委員 (全員拍手)
- 事務局 それでは、これ以降の議題の進行につきましては、同協議会設置要綱第7条第1項の規定により、会長が議長を務めていただくことになっています。吉村会長よろしく申し上げます。

<議題>

- 会長 それでは、さっそく会議を進めます。議題(1)協議会の運営及び日程等について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 【資料1を説明】
- 会長 ありがとうございます。
議題(2)(長久手中央2号公園活用方針について)の方も説明してください。
- 事務局 【資料2を説明】
- 会長 ありがとうございます。
今日の段階では、協議会のあり方や課題等を確認するということだと思いますが、その上で、委員のみなさんから気になることを一言、二言いただけたらと思います。例えば、2号公園に限らず、リニモテラス(公益施設)や道路とかも含めて一体的な利活用やマネジメントのありようについて、エリアを広げてどういう風に協議していくのか。また、実証実験的なことは誰がやるのか。この協議会は、会議する組織なのか事業を実施する組織なのか、当面は調整を担うのかといったことも考えなくてはいけないと思います。
- 委員 私たち(本協議会)の位置づけを明らかにするということは大事なことだと思います。そして、その前提となる公園のローカルルールを検討することになりますが、その前にローカルエリアはどこまでなのかを考える必要があると思います。また、ルールをアップデートしていく仕組みが必要ではないでしょうか。
- 委員 今までは、(中央2号公園の)管理は公益施設も含めて市のたつせがある課ということでしたが、同公園のグレードアップ後はエリアも含めてどうなるのかということです。また、先(公開レクチャー)に話があった太田川の広場を実験的に気軽に使用しているということですが、どういう手続きにすればそれができるのか気になります。(中央2号公園では)今は、たつせがある課に申請してということですが、気軽に使えるようにするのはどうすればよいのか。市民が勝手にバラバラでなく一体的になり、公園の使い勝手がよくなるようにすることがよいと思います。公益性のことも考えて、市民にも利用の仕方を考えてほしいと思います。

- 会長 公園の再整備の話と活用の話は最初から一体的ではなく、アップデートしつつ考えていくべきだと思います。太田川駅前の場合は、都市再生推進法人であるまちづくり東海という東海市の外郭団体が権限をもらっているのです、いちいち市に相談しなくてもよい仕組みになっています。そういう意味からすると、この協議会がいずれはそういった役割を担う組織になるのか、または別組織なのか整理する必要があるかだと思います。あるいは、リニモテラス運営協議会もありますし、イオンモールさんも含めて(多様な主体が)いろいろやる中であたかも一体化しているような取組もあるかも知れませんが、そこら辺も考える必要があるかだと思います。
- 委員 この協議会の位置づけはどのようなのでしょうか。協議をしていくという性格のものなのか、事業を実施していく性格のものなのか知りたいです。
- 会長 この協議会は、都市公園法に基づくもので新しい試みです。私も調べましたが、あまり全国に例がなく、どこまでやってよいのかわかりづらいものであります。逆に、新しいチャレンジの場でもあるのかなと思います。
- 事務局 (都市公園法の協議会は)新しい試みだと思います。せっかく新しい人たちが集まってくたうので、再整備後の活用方法だとか、また管理運営の仕方だとか、いろいろな接点があります。まずは、委員のみなさんからご意見をいただき協議していければと思います。
- 会長 私の認識では、普通公園の管理は市全体ですべて同じになるはずですが、この法律に基づく協議会でローカルルールを決めると、法律で担保されるというのが特徴ではないかだと思います。
- 委員 そもそも、この協議会の趣旨とこの公園の利活用方針はすでに決まっており、再整備計画にもテーマが示されています。また、都市公園条例では公園のルールは決まっており、管理者は市のたつせがある課と決まっています。いわば、ガチガチの公共施設ですが、(その上でローカルルールは)一見矛盾しているように見えます。その常識を打ち破って、この協議会でどこまで議論できるかを期待しています。
- 事務局 市の都市公園条例が公園の基本的なルールで、利用で何が足枷になるかというところ、行為の制限があり公園内で物販などを行う場合は許可が必要です。これはファジーな部分があります。片や、行為の禁止があり汚損行為や広告などできないことの制限があります。それでは、みなさんのイメージとして公園でどんなことができないのかということですが、例えば、本市では花火はローカルルールでできます。また、たき火はこの公園で実証的に行っています。公園だからすべての行為がダメではなくて、どこに許可のポイントがあるのかをこの場で協議していただき、グレーゾーンを探していくことができればと思っています。
- 委員 この公園を都市公園からはずすことはできませんか。
- 事務局 この公園は、都市計画法に基づく公園です。それをはずせないことはありませんが、かなりの労力と時間がかかります。公共の場である以上は、根拠を持って管理する必要があります。
- 会長 ポジティブに考えれば、この際いろいろとチャレンジを考えてみてもよいと思います。例えば、イオンモールさんがもっとやってみたいことがあるのか

など、時間をかけながら協議しつつ検討してみる。それと、ルールやビジョン自体の中身も含めてアップデートしていてもよいのではないかと思います。

委員 我々(イオンモール長久手)は、物を売っている商業団体ではありますが、ここでガチガチに出店しているテナントさんに物を売ってもらおうというだけのイメージは持っていません。例えば、この公園で以前アウトドアフェスティバルがありました。ここで、テントを張ってアウトドアの体験をしてもらおうというイベントのイメージも持っています。

事務局 この公園で物を売りたいという他の団体からの相談は、いろいろあります。その際の許可の明確な基準はなく、リニモテラスというエリアの概念とあっていればよいということで判断しています。例えば、市観光交流協会の利用であれば趣旨に合っていると、市としてはこの施設を積極的に使っていただくという思いはあります。

委員 観光交流協会では、この公園ができた当時市から管理をしてほしいという話がありましたが、その後管理する課が変わりました。その当時から、イオンモールさんがいろいろとイベントを企画しており、使用許可が下りるように観光交流協会がその受付窓口となるようにと考えてきました。ただし、観光交流協会はどこまでイベントの調整ができるのかわからないという状態です。ただし、公園ではいろいろな使い方があるとは思いますが、公園への車両の乗り込みはやめるなどローカルルールが必要ではないかと思います。現在はコロナ禍で観光交流協会の活動は止まっていますが、新たな再スタートの企画を考えていきたいと思っています。

会長 各団体が今まで直面してきたケースがベースになると思います。その際に、どこが相談窓口になるのかということも考えていかなければいけないと思います。

事務局 委員のみなさんからいろいろな意見が出ましたが、この協議会では市の事務局から案を提示するのではなく、今日のように委員のみなさんからどんどん提案していただきたいと考えています。本日出されたご意見やご提案は、いったん事務局でまとめて次回までにみなさんにお伝えします。

事務局 ありがとうございます。
できれば、次回の日程を決めたいと思います。9月下旬か10月の上旬でいかがでしょうか。たとえば、10月第1週の5日とか6日はどうでしょうか。また、オンラインでも参加していただけます。

(会長以下、各委員の日程調整を行った。)

事務局 それでは、次回の協議会は、10月5日(火)9時30分から開催します。会場は、リニモテラス公益施設とします。よろしくお祈いします。以上をもちまして、第1回長久手中央2号公園利用促進協議会を終了します。